

2025

あると築地有限責任監査法人

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

目 次

I	監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	・・・	2
1.	監査事務所の最高責任者からのメッセージ	・・・	2
2.	事務所概要	・・・	3
II	経営管理の状況等	・・・	5
1.	品質管理基盤	・・・	5
2.	組織・ガバナンス基盤	・・・	7
3.	人的基盤	・・・	9
4.	IT 基盤	・・・	1 0
5.	財務基盤	・・・	1 0
6.	国際対応基盤	・・・	1 1
7.	その他	・・・	1 1

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当法人は、「監査及び会計の専門家として質の高い監査を提供し、財務情報の信頼性を確保することにより、企業の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図り、もって社会の発展に貢献します。」を法人理念としております。

また、この法人理念を実現するために以下の4つの行動指針を制定しております。

- ・私たちは、監査の品質を最優先事項とし、専門知識と実務経験に裏付けられた深度ある監査を通じて、企業統治及び企業の持続的成長に貢献します。
- ・私たちは、公正不偏の態度と職業的懐疑心を保持し、企業の事業リスクを常に注視し、公正かつ誠実に監査業務を行います。
- ・私たちは、社員相互の信頼関係を基礎として、自由闊達な議論のできる組織風土のもと、様々な視点から議論を行い、実効的な組織運営に取組みます。
- ・私たちは、専門知識の向上及び実務経験の蓄積のため、日々自己研鑽に努めます。

上記の法人理念及び行動指針を実践し監査品質の継続的な向上を図るため、監査を支える経営基盤としての6つの基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤、国際対応基盤）を整備運用しております。これらの基盤を強化することで、品質向上に向けた取組みを実施してまいります。

特に、当法人は、当該法人理念等をホームページに掲載するほか、社員会や法人内研修などの多くの社員、職員が参加する機会に周知しております。このほか当法人では、監査品質の向上に向けた取組みとして、以下を実施しております。

- ①当法人における監査の品質管理システムの適切な整備・運用のため、監査の品質管理システムに係る品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害するリスク（品質リスク）の識別・評価、品質リスクに対処するための対応等、そしてこれらの品質管理活動のモニタリングを実施しております。
- ②当法人の経営機能の実効性向上を目的として、独立性を有する第三者が当法人の社員会、理事会など重要な会議に出席しております。独立性を有する第三者からは、当法人の業務運営の適切性等についての意見・助言を受けております。
- ③情報漏洩対策など情報システムの重要性が増していることから、IT関連のセキュリティ対策を含めて、情報システムの導入・強化を進めております。
- ④社員・職員一人一人が会計・監査プロフェッショナルとして社会的使命を自覚し、社会的要請に応えられるよう職業倫理及び独立性を含む研修制度の充実を図り、より質の高い監査を目指しております。

理事長 浅野 昌孝

2. 事務所概要

【法人名】

あると築地有限責任監査法人（ALT Tsukiji Audit LLC）

【事務所所在地】

東京事務所

東京都新宿区新宿一丁目 19 番 7 号 新花ビル 4 階

Tel : 03-3355-0901

大阪事務所

大阪府大阪市北区曾根崎新地 2 丁目 6 番 23 号 MF 桜橋ビル 4 階

Tel : 06-6136-3890

【代表者】

理事長 浅野昌孝

【沿革】

1998 年 3 月	築地監査法人設立
2007 年 4 月	南平台監査法人と合併
2008 年 6 月	主たる事務所を現在地に移転
2009 年 5 月	あると監査法人と合併し、あると築地監査法人に名称変更
2011 年 5 月	大阪事務所開設
2016 年 3 月	あると築地監査法人から、あると築地有限責任監査法人に変更 ※
2024 年 7 月	上場会社等監査人名簿に登録

※ 公認会計士法第 1 条の 3 第 4 項に規定する有限責任監査法人になりました。

【従業員数】(2025 年 6 月 30 日現在)

代表社員	18 名
非常勤公認会計士	20 名
一般職員	2 名
合計	40 名

【監査対象会社の属性別の数】(2025年6月30日現在)

金商法・会社法監査	5	社
会社法監査	8	社
学校法人監査	4	社
労働組合監査	4	社
その他法定監査	4	社
その他任意監査	27	社
合計	52	社

【上場会社等の主な監査対象会社名】

旭ダイヤモンド工業株式会社
株式会社総医研ホールディングス
株式会社リグア
兵機海運株式会社
武蔵野興業株式会社

II 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理に関する基本方針

当法人では、以下の事項について合理的な保証を提供するために、品質管理システムを適切に整備・運用することを基本方針としております。

- ① 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って 自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ② 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

(2) 品質管理体制

品質管理システムに関する最高責任は理事長が負い、品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理部長が負うこととしております。

また、品質管理システムの特定の側面の責任として、独立性に係る要求事項の遵守についての責任は品質管理部長が負い、モニタリング及び改善プロセスについての責任は理事会が負うこととしております。

なお、品質管理業務を推進する役割として品質管理部長を中心とした品質管理部を設置しております。

(3) 品質管理業務に主として従事する公認会計士の選任の状況

理事会において、品質管理業務に主として従事する専任者として、品質管理部長を選任しています。当該専任者は、上場会社等の監査業務及び審査を実施しない体制としております。これにより品質管理業務に従事するための十分な時間を確保しております。

(4) 職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」において、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

全社員・監査要員・その他の職員等が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年8月に、日本公認会計士協会所定の「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、独立性が確保されていることを確認しています。また、社員が個人で開業しているまたは代表者となっている会計事務所に対しても、「独立性のチェックリスト」を実施し、独立性を確認しております。

なお、同時にインサイダー取引防止規定の説明及びインサイダー取引に関する誓約書への記載、セキュリティ遵守確認書の提出、機密情報保持誓約書の提出を受け、これらのルール順守の働きかけ、確認をしております。

新規入所者についても入所時に同様の手続を実施しております。

(5) 契約の締結及び更新

契約の締結及び更新は、「契約の新規の締結及び更新マニュアル」に基づいて、クライアントの誠実性の確認、また、必要かつ適切な人員及び時間を確保するために監査要員の十分性を確認しており、最終的には、理事会において承認しております。

(6) 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任の方針については、その職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できるかどうか、また、職業倫理（独立性を含む）を遵守して監査業務を実施できるかどうかなどを検討し理事会の承認を経て決定しています。ローテーションについては、社員ローテーション管理表を作成して継続年数を確認するほか、法令等の規制に対する準拠性も検討しております。

(7) 専門的な見解の問合せ

監査業務において、専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に基づいて、当法人内外の適切な専門的な問合せ助言者に意見を求めるとしております。当該事象が発生した際、品質管理部長の承認のもと問合せができる仕組みとなっています。問合せの回答は、品質管理部長が受取り、業務執行社員に報告されるとともに、審査委員会にも報告しております。

(8) 監査上の判断の相違

監査チームは、監査チーム内で、又は監査チームと審査委員会若しくは専門的な見解の問合せの助言者を含む法人の品質管理システムにおいて活動を実施する者との間で、監査上の判断に相違が生じた場合、監査責任者は、各担当者の意見を十分に検討し、考え方の妥当性を検討し、当該相違の解決に努めるとともに、品質管理部長に状況を報告します。品質管理部長は、理事会に状況を報告し、理事会は監査責任者の参加のもと、当該相違に対して協議し、結論を出します。

(9) 監査業務に係る審査

全ての監査業務について、「審査規程」に基づき監査計画策定から監査意見形成まで一貫して、監査チームによる監査の実施と並行して、重要事項及び重要な判断の審査を実施しております。全ての審査結果は品質管理部長と理事会に報告されます。

当法人では、審査は、合議制による審査委員会によって行われております。審査委員は上場会社については理事会、上場会社以外の会社等については品質管理部長が選任しております。

なお、上場会社の審査は3名、上場会社以外の会社等審査は2名の審査委員で構成しております。

審査委員は、当法人の代表社員又は社員の中から当法人所定の方針及び手続により審査を実施するための十分な時間を含む、適正と能力及び適切な権限を有する者の中から選任されます。

(10) 監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査調書を紙で作成、保存しています。そのため、「監査調書管理マニュアル」を策定し、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなどの不適切な修正又は追加をすることに対して以下の対策をとっています。

監査調書は各業務執行社員の管理のもと、監査報告書提出日後60日以内に最終の整理を行います。また、監査調書台帳も作成し、その後、品質管理部長に監査調書台帳とともに送付します。品質管理部長は監査調書ファイルと監査調書台帳との照合後、外部保管倉庫に送付します。

(11) 情報の収集及び伝達

当法人では、品質管理システムの整備及び運用を可能とするために、監査事務所内外からの適時的情報収集、監査時の情報の適切な伝達に留意しております。

そのため、組織風土を風通しの良い企業文化を構築し、監査現場で問題点等を相談しやすい雰囲気とし、また、相談を受ける側も問題点の検討等も適切に対応し、専門性が高い場合は専門性に応じた相談窓口を設置し、さらに、内外の問題の相談窓口として「監査ホットライン窓口」を開設し、不適切な行為等があった場合に、即時に対応できるよう体制を整えております。また、監査役等とのディスカッションについても、積極的に行い、内容も監査チームで共有できるようにしております。

(12) 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査事務所間の引継ぎに関しては、「監査の品質管理規程」、「監査事務所間の引継マニュアル」等において方針及び手続を定めて実施しております。

(13) 品質管理システムの評価結果

当法人は、品質管理システムを構成する6つの要素（ガバナンス及びリーダーシップ、職業倫理及び独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の実施、人的・IT資源、情報と伝達）について、品質目標の設定、品質リスク（品質目標の達成を阻害するリスク）の識別及び評価、品質リスクへの対処等からなるリスク評価プロセスを整備し、運用しております。

品質管理システムに関する最高責任者である理事長は、モニタリング及び改善プロセスの結果より、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的保証を当法人に提供しているものと評価しております。当該評価結果は理事会において報告されております。

2. 組織・ガバナンス基盤

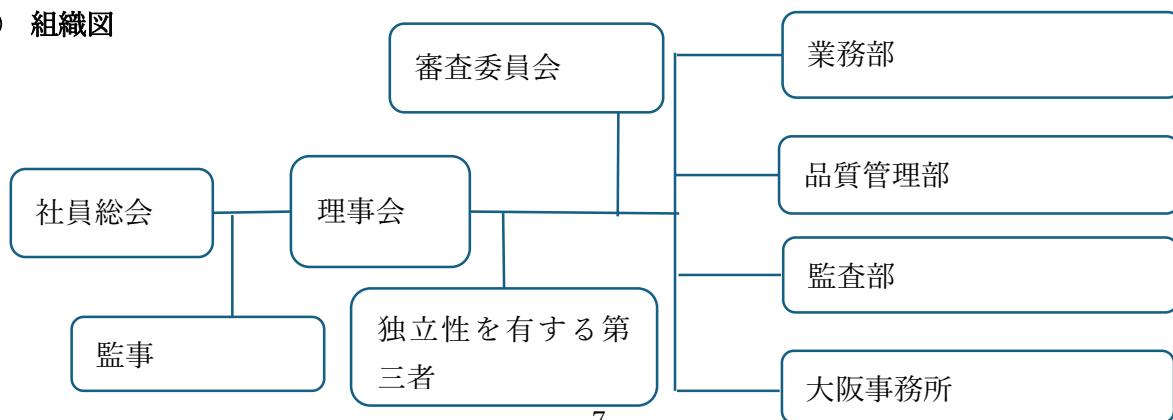
(1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当法人の組織は、最高意思決定機関として社員総会がありますが、社員総会は法定決議事項及び社員会規程において定められた事項のみを決議し、それ以外の事項はすべて理事会により決定されます（社内の組織規程等で権限外とされたものを除く）。

理事会メンバーは、社員会で選任され、その中から理事長が選ばれます。当該メンバーは当法人の主要会社の担当者を中心に構成されており、事務所内外からの情報収集、問題点報告・検討から研修、人事関係報告等の情報が各理事から理事会に集まり、理事会で検討・決定が行われます。また、理事会で決定された事項は、各理事を通じて、又はメール・掲示版により迅速に職員に通知されます。

(2) 経営組織体制と各機関の役割

① 組織図



- ・社員総会：
当法人の最高意思決定機関。法定決議事項及び社員会規程で決められた事項を承認、決議します。
- ・理事会：
社員総会で選ばれた理事により構成された会で社員総会決定事項以外のすべての意思決定を行います（組織規程等で定められたものを除く）。
- ・監事：
当法人の業務執行の適切性を監視します。
- ・独立性を有する第三者：
理事会に出席し、当法人の業務運営の効率化、方向性の妥当性などに意見を述べ、理事会の適切性を評価します。
- ・品質管理部：
品質管理システムの整備運用を行い、当法人の監査の品質を維持向上させます。

②理事等の状況

役職	氏名	担当
理事	浅野昌孝	理事長・業務担当
理事	厚海英俊	監査部長
理事	荒井清志	
理事	長井完文	大阪事務所長
理事	川島淳一	
品質管理部長	猿渡良太郎	

③独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

当法人は経営機能の実効性強化のために、社外より監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮への支援をするため、2024年7月に独立性を有する第三者を1名選任いたしました。当該第三者は、経験豊富な大手監査法人出身の公認会計士であり、当法人の課題等に当該第三者の知見を活用しております。なお、独立性に関しては、過去において当法人のクライアントに一切関与しておらず、かつ、当法人との間で利害関係がないことを確認しております。

独立性を有する第三者には以下の役割を期待しております。

- ・当法人の経営機能の実効性を監督・評価及び支援する役割
- ・資本市場の参加者としての視点から、監査法人に求められる運営や実効性向上についての助言や提言
- ・当法人社員の選任・退任の決定過程への関与
- ・内部や外部からの通報について、伝えられた情報の検証や活用状況の評価への関与

独立性を有する第三者に、法人運営上の意思決定機関である月例理事会に参加を依頼しており、理事会において審議される事項に対して意見・助言等を受けております。独立性を有する第三者には会議前に関連資料を配布し、十分に意見等ができるようサポートしております。なお、上記の他、品質管理に関する課題についてもアドバイスを受けております。

(3) 非監査業務の提供の方針

非監査業務については、積極的に受嘱する方針ではなく、現状の監査業務等の関係から照会がある業務のうち、財務調査や合意された手続きなど保証業務に類似する業務を受嘱する方針としております。

3. 人的基盤

(1) 人的資源に関する基本的な方針

人的基盤については、当法人の行動指針にありますように、監査の品質を最優先し、公正不偏な態度で、社員・職員相互の信頼関係を基礎とした自由闊達な議論の出来る組織風土、さらに各人が専門知識向上のため日々自己研鑽に務める組織づくりを目指しております。

(2) 人員数（2025年6月30日現在）

名称	社員	職員	
	公認会計士	公認会計士 (うち非常勤)	その他 (うち非常勤)
東京事務所	13名	14名（14名）	1名（1名）
大阪事務所	5名	6名（6名）	1名（1名）
合計	18名	20名（20名）	2名（2名）

(3) IT等の専門知識を持つ人材の確保状況

システム監査士が1名在職しております。

(4) 研修に対する方針、体制、実績

教育研修については、研修担当理事2名を中心に研修内容を企画立案する体制をとっており、研修担当理事が研修の年間スケジュールを作成し、品質管理部の承認、理事会へ報告されたあと、全監査従事者へ周知することになっています。

当法人では、監査品質の維持・向上のために、公認会計士として求められる職業倫理や新たな規則、改訂等の必要な知識を身につけた人材を育成する必要があると考えています。

そのために、毎年、当年度の基準等の改訂、インサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス、情報セキュリティ、会計不正事例研究をテーマとした研修を企画、実施する必要があると考えています。

集合研修は全監査従事者を対象に、日本公認会計士協会のe-ラーニングや参加者のディスカッションをベースに、繁忙期を除き月一回程度実施しています。また、監査品質向上のために2024年12月に実施された品質管理レビュー結果に関する研修も実施しました。

上記の事務所としての集合研修、日本公認会計士協会のCPD制度による研修につきましては、研修担当理事が全監査従事者の受講確認をしており、3月末までに1年間の必要単位数に満たない場合、満たすまで監査現場での作業に参加させないという内規に従い、対応しています。

2024年度は全員CPD単位必要数を取得しております。

(5) 人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）

人事に関しては、退職者が出た場合又は新規クライアントが獲得できる可能性がある場合、監査スタッフを増員することとしております。採用の基準は即戦力となる人材を採用するという方針であり、結果として大手監査法人での監査経験者が多くを占める状況となっています。なお、当法人では、必要に応じて人材を採用するため、非常勤職員でも積極的に採用しております。

人事評価については、経験を積み、業務への理解度が高い人を評価するとともに、品質管理に留意し監査を実施する人を評価するようにしております。

(6) 兼業・副業を認める場合その方針

当法人では、利益相反や独立性等において問題がないこと、業務に支障がないこと、兼業・副業が自己の資質を高めることに有効であることを要件に認めております。利益相反や独立性に関する懸念は、独立性のチェックを毎年8月に実施していますが、その際に確認しております。

4. IT 基盤

(1) IT デジタル化に対する基本的な方針と現状

監査業務の実施において、IT 基盤の整備は、情報の共有・伝達・利用の根幹をなすものであり、当法人では IT デジタル化について、下記の基本方針を定めております。

- ・情報セキュリティの確保
- ・IT テクノロジーを活用した監査業務の実施

上記方針に基づき、全ての専門要員に情報セキュリティポリシーに適合した法人 PC を貸与しております。また、PC のデータレス化、情報システムへのアクセス管理、情報流出防止ツールの導入や PC 利用状況のモニタリング等により情報漏洩の防止に努めております。さらに、サイバー攻撃による被害を防止するための手続も定めた上で、サイバー攻撃による被害を防止するための訓練も継続的に実施しております。所属メンバーに対しては、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を正しく理解し、情報を適切に取り扱うために、情報セキュリティ全般に関する教育研修を実施しております。

(2) IT テクノロジーを活用した監査業務の実施

IT テクノロジーを活用した監査業務の実施については、統計的手法を利用した仕訳データや売上データの分析、サンプリングツールの活用を実施しております。

なお、電子監査調書については、電子化のメリット、デメリットを考慮して、導入を検討しております。

5. 財務基盤

(1) 財務状況を示す情報の開示

項目	2024 年 6 月	2025 年 6 月
監査業務収入	231,514 千円	227,209 千円
非監査業務収入	13,907 千円	14,560 千円
業務収入合計	245,421 千円	241,769 千円
現金及び預金	76,074 千円	62,438 千円

総資産	104,779 千円	90,155 千円
有利子負債	一千円	一千円
純資産	81,443 千円	70,173 千円

(2) 倫理規則に規定されている報酬依存度に対する当法人の現状

現在、報酬依存度が 15%を超えており、財務基盤は特定のクライアントに依存しております。

6. 国際対応基盤

(1) 海外取引、海外子会社等の監査に対する現状の体制

クライアントによっては、子会社、支店、営業所、工場などが海外展開されているため、現在、海外駐在経験者（社員 3 名、非常勤職員 1 名等）が中心となって当該クライアントの海外子会社等の監査対応をしております。監査指示書を送付するだけではなく、リスク評価やリスク対応手続等の監査の実施状況等について現地監査人と Web または対面でコミュニケーションを図り、緊密な連携を図っています。

(2) 今後、海外取引、海外子会社等の監査についての当法人としての方針

現在、海外取引及び海外子会社等の監査について、海外駐在経験者を中心に、実際に現地に赴いて監査を実施し、あるいは現地監査人とコミュニケーションを行っておりますが、今後、必要に応じて、海外ネットワークファームへの加入を検討します。

7. その他の状況

日本公認会計士協会の品質管理レビューについて、当法人は、2025 年 3 月に品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

当該品質管理レビューの実施結果は、品質管理システムの整備状況において「重要な不備事項のある実施結果」でした。

重要な不備事項の概要は次の通りです。

職業倫理及び独立性

- ① 報酬依存度の検討に関して、「報酬依存度に関する判断基準」を策定しているが、倫理規則が改正されたにもかかわらず「報酬依存度に関する判断基準」を改訂していなかった。
- ② 職業倫理及び独立性に抵触した社員又は専門職員がいた場合の具体的な講じるべき措置、監査役等の外部への報告判断等を定めていなかった。

以上